



秋田県公報

目次

ページ

告示	
対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止(九〇四・自然保護課)	1

告 示

秋田県告示第九百四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定により、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、平成十六年十一月十五日から施行する。

平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類
オスイタチ
- 二 捕獲等を禁止する区域
南秋田郡大潟村のうち八郎潟中央干拓地の区域
- 三 捕獲等を禁止する期間
平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄